

第 1 5 5 5 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 5 時 4 0 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(報告事項)

- 第 41 号 地方自治法第 99 条に基づく町村議会の意見書について (総務課)
- 第 42 号 平成 29 年度地方教育行政功労者表彰について (総務課)
- 第 43 号 「しまね教育の日」について (総務課・社会教育課)
- 第 44 号 平成 30 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第 2 次試験の結果について (学校企画課)
- 第 45 号 平成 30 年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施 (出願状況) について (学校企画課)
- 第 46 号 「学校危機管理の手引」の改訂について (教育指導課)
- 第 47 号 第 2 回食の縁結び甲子園全国大会出場チームについて (教育指導課)
- 第 48 号 平成 29 年度生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰について (保健体育課)
- 第 49 号 平成 29 年度スポーツ推進委員功労者文部科学大臣表彰について (保健体育課)
- 第 50 号 平成 29 年度学校保健・学校安全文部科学大臣表彰について (保健体育課)
- 第 51 号 世界遺産登録 10 周年記念「石見銀山展」について (文化財課)
- 第 52 号 島根県教育委員会委員の任命同意について (総務課)
- 第 54 号 第 72 回国民体育大会 (愛顔つなぐえひめ国体) の成績について (保健体育課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

- 第 11 号 平成 29 年度教育功労者及び教育優良団体表彰について (総務課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

- 第 11 号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

- 第 53 号 平成 29 年秋の叙勲内示について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 広江委員 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題	
松本教育次長	全議題	
小仲参事	公開議題	
野口参事	公開議題	
村木教育センター所長	公開議題	
仁科総務課長	全議題	
内田総務課調整監	公開議題	
井手教育施設課長	公開議題	
門脇教育施設課管理監	公開議題	
福間学校企画課長	公開議題、協議第11号	
津森県立学校改革推進室長	公開議題	
常松教育指導課長	公開議題	
竹下教育指導課管理監	公開議題	
村本子ども安全支援室長	公開議題	
柿本教育指導課上席調整監	公開議題	
佐藤特別支援教育課長	公開議題	
秦健康づくり推進室長	公開議題	
前田社会教育課長	公開議題	
坂根人権同和教育課長	公開議題	
丹羽野文化財課長	公開議題	
広江文化財課管理監	公開議題	
山根世界遺産室長	公開議題	
吉本福利課長	公開議題	
山本教育センター教育企画部長	公開議題	
矢野総務課総務グループリーダー	議決第11号	
井上総務課企画員	報告第53号	
堀学校企画課企画幹	協議第11号	
笠柄学校企画課企画人事主事	協議第11号	

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鳴木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	13 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	浦野委員	

(報告事項)

第 41 号 地方自治法第99条に基づく町村議会の意見書について(総務課)

○仁科総務課長 報告第41号地方自治法第 99 条に基づく町村議会の意見書についてご報告する。

資料1の1ページをご覧いただきたい。このたび、県内11の町村議会から地方自治法第99条の規定に基づく県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書が教育長あてに提出されたところである。同法同条においては、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件について意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」と規定されており、これに基づいて行われたものである。

資料1の2ページをご覧いただきたい。これまでの主な経過であるが、6月 14 日に、松江市長が教職員の人事権移譲を県に要請していく旨、6月定例会において所信表明され、8月2日に、同市長が知事へ要望されたところである。8月3日に、雲南市長が人事権移譲は成り立たないという見解を示してほしい旨の知事への緊急要望がなされた。8月 29 日に、町村会が現行制度を維持することを旨とする知事への要望がなされた。9月 14 日以降、順次すべての町村議会から、知事、教育長へ意見書が提出された。

なお、資料1の4ページは9月定例会における細田重雄議員の関連質問に対する知事、教育長の答弁を、資料1の6、1の7ページは閣議決定とそれを受けての文科省通知を、資料1の8から1の29ページは各町村議会からの意見書を添付しているのでご確認いただきたい。

○広江委員 主な経過について、6月 14 日の松江市長の発言の中に、中核市になれば教員の研修を松江市の責任で行うことになる」とあるが、中核市は必ず研修をしなければならないと決められているのか。

○福間学校企画課長 教員の研修は中核市が担うことが定められている。しかし、松江市が中核市へ移行した後も、実際の研修実施は、かなりの部分が松江市から島根県教育センターへ委託されると承知している。

○鴨木教育長 松江市は来年4月からの中核市移行を目指して法律上の手続きを進めている。中核市になると、法律上、自動的に一定の権限が中核市に移る。その代表的なものは保健所の設置であるが、そのような法定の権限移譲事項の一つに、教職員の研修が位置付けられている。この2年間、県と松江市の間では、権限移譲について実務的な協議を行っており、法律上、松江市に移る教員研修の権限は自ら行使するのではなく、その大部分は県の教育センターで担ってほしいということで、県の教育センターが受託して実施する。したがって、松江市が自らの責任において行う研修はごく一部のものに留まるというのが実情である。

○広江委員 人事権移譲については、松江市と出雲市から要望があると聞く。島根県全体の教員構成の中では、松江市が 30%、出雲市が 20 数%で両市を合わせると、小中学校ともに 50%を超えるという認識であるが、間違いはないか。

○鴨木教育長 詳細は、後ほど事務局からお答えするが、人事権移譲の要望について、出雲

市から松江市と同様の要望が出されているわけではない。出雲市長からの知事及び教育長に対する要望は、主として人事異動の運用上の改善を求める内容である。一般的には人事要望と言われるが、その内容は教職員人事権そのものの移譲を求める要望と、現行どおり県が人事権を担うことを前提に教職員の人事異動上の運用面での改善を求める要望に分かれている。そのため、松江市と出雲市を同列に扱うのは適切ではないと考える。

○福間学校企画課長 本拠地別の教員数で考えると、小中学校の教員の6割弱は、松江市と出雲市が本拠地である。

○森委員 東部と西部の格差、へき地を含めて教育の格差がより大きくなるのではないかと、まず不安に思った。6割弱の教員が松江市と出雲市が本拠地であるとのことであったが、教育を良くしようと西部や隠岐の勤務を希望する教員の確保が難しくなるのではないかと不安である。人事権を移譲することは、不安に思う。

○出雲委員 各町村議会から意見書が出されているが、益田市、浜田市などからは出されていないのか。

○鴨木教育長 各種行事に同席する中で、市町村教育委員会の教育長と意見交換する機会はあるため、石見地域の市の教育長の考えを非公式に伺う機会があった。資料の主な経過に記載しているように、一定の公式の意思表示という面で見ると、町村会が町村の意見を代表する形で意思表示をされており、町村議会も自治法に基づく意見書を提出し意思表示をされている。それと同等の形では、市からの意思表示は公式の場面ではなされていない。唯一、雲南市長が、松江市長要望の翌日に、資料記載の趣旨の緊急要望をされている状況である。

○藤田委員 ふるさと教育の捉え方なども含めての感想になるが、教員が、島根県各地を回り、島根県全体を見るからこそ、子ども達へ様々な地域に根付く文化の伝承などができるのではないかと。教員自身が視野を広げることも大切ではないだろうか。特に隠岐は新任の教員が多い。地域では心を込めて教員と接し、地域で一緒に育てていくという温かみもある。地域と保護者、子ども達、教員が一つになってこそ、豊かな心を持った子どもたちが育っていくと感じる。こうした点をもう少し松江市などに考えていただきたい。松江だけに焦点を合わせるのではなく、島根県全体を見ることを考えていただきたい。また、人事権を移譲した際に、給与などの面で不平等な点が生じるのではないかと懸念するが、そのあたりはいかがか。

○鴨木教育長 お答えの前提として、松江市が要望している人事権移譲の中身が、現時点では、不明である。資料1の4ページに記載した知事答弁の中にあるように、法律上、教職員の人事権は四つの構成要素で成り立っており、その四つの構成要素をパッケージで担うことが、法制度上も前提にされている。仮に松江市がこの四つの構成要素をパッケージで担う意味での教職員人事権の移譲を考えると、給与の負担は松江市が自らの責任と権限で行うことになる。松江市で給与条例を設け、その給与条例に基づいて教職員の給与を決定し支給を行うことになる。現行は、教職員の給与は県条例に基づいて給与を決定し支給しているので、松江市が自らの判断で県の給与にそらえるという条例を制定されれば別であるが、制度上は必ずしも同じにはならないことになる。なお、重ねて申し上げるが、松江市がどのような内

容の人事権を求めているか不明であるため、現時点ではそこに立ち入って議論できる状況にはない。

○広江委員 議論は始まったばかりで、また人事権移譲に関する松江市の具体的な考えが分からない中で、意見を述べることは難しいところもあるが、全般的にこのことは解決すべき問題があまりにも多いため難しいと考えている。

人事権の移譲となると、採用や人事異動が中心的な部分になるかと思う。例えば採用の面で考えると、政令指定都市の人口は島根県と同じくらいであり、その中で採用を実施している。島根県の人口規模の中で分けて採用試験を実施するとすると、非常に難しい面がある。松江市内に中学校は17校くらいあるが、その中でも教科によっては一人しか教員がいない科目もある。そういった中で、長い間、安定的に採用が行えるのか、希望者があったとしても採用があるのかという問題もある。県においても、年によっては一人しか採用できない科目もあるわけで、教員の安定的な募集がしにくくなることが考えられる。

採用試験そのものにも様々な問題があり、試験日を同じ日程にした場合、片方に応募が集中すれば、いくら優秀でも教職に就けない者も出てくるであろうし、逆に別日程にすると何人名簿登載すればよいか分からないなど、様々な不都合も起こってくる。また、人事異動についても、特に中学校で教員の人数が少ない科目などは、かなり硬直化してくるだろうと思う。藤田委員のご意見にもあったが、教員としてのあるべき姿とは何かということについて、子ども達が今後の社会を主体的に生き抜いていくということから考えてみると、教員自身も同じような環境でずっと過ごすのではなく、様々な地域で勤めることで広い視野を持ち、子ども達を指導していかなければならないだろうと考える。これまで申し上げたこと以外にも解決すべき問題は多くある。

○浦野委員 町村議会から出された意見書では、著しい支障が生じる、到底容認できない等と、人事権が移譲されると本当に困るということが訴えられている。日本の教育の一番素晴らしいところは、どこに住んでいても同じ教育が受けられることである。アメリカの学校では、町の予算が足りず体育の教員を雇えない、音楽の教員は3校で1名というような、日本では考えられない状況であった。教育の格差の増大や教育水準の低下を招く恐れもあると意見書に記載されており、このような危機感を町村の方では持っておられるということになると、やはり到底容認できるものではないと思う。

○出雲委員 私も同意見である。今の段階で権限を移譲するのは、非常に難しいのではないかと思う。ふるさと教育については、各市町村で特色ある取組が今も行われており、現在の制度をもって十分にできると思うので、人事権を移譲して松江市の中だけで行うことは難しく、必要ないのではないかと思う。

○森委員 松江市が求めている人事権の内容は不明とのことであったが、四つの要素のうち一部の移譲を求めた場合、四つの要素が揃わなくても移譲することは可能であるか。

○鴨木教育長 現時点で分かる範囲でお答えする。資料1の4ページの知事答弁には、教職員の人事権は四つの要素で構成されているとある。これは、法律によって定められており、我

が国の義務教育制度の根幹ともいうべき制度である。この県費負担教職員制度は、学校設置者である市町村ではなく、あえて都道府県教育委員会が四つの要素で構成される教職員人事権を担うとされており、そこから端を発している。仮に、教職員人事権を移譲するとした場合の手続きや手順については、資料1の5ページの教育長答弁の第2段落以降のところにある。法律上は、あくまでも都道府県教育委員会が教職員人事権を担う制度であるが、県議会がその権限において条例を制定すれば、県の権限を特例的に市町村へ移譲することも法制度上は可能とされている。したがって、松江市はこの事務処理特例制度を用いて教職員人事権の全部または一部を移譲するように求めていると解釈される。法制度上は、四つの要素をパッケージで責任と権限ともに担うのが大前提であるが、現時点では、すべてを求めているのか、一部だけなのかは不明である。我が国の県費負担教職員制度において、四つの要素の責任と権限をパッケージで担うことにしているのは、深い意味合いがあるため、仮にこの四つのバランスが崩れるような権限移譲を求められた場合に、その判断をするのは県議会である。県条例の提案があり、その審議をする段階で、そのような形で権限移譲をすることが、県内全域における教育水準を確保するうえで問題があるのか、あるいは問題がないのかを判断されることになる。ただし、今申し上げたことは、松江市が求める人事権の中身が不明な中での一般論としての可能性の言及に留まるものである。

各委員から感想、ご意見をいただいたが、本日のところで県教育委員会としての意見集約を図ることにはならないと考えている。資料1の5ページの教育長答弁の最後の3行にもあるが、問題点も含めて県内全域の教育水準を確保する観点から、教職員の人事権の移譲の是非については慎重に判断する必要がある。これが現時点での島根県教育委員会の立場であろうと考える。したがって、今後慎重に判断をする上で、様々な判断材料に関する推移があると思われる。例えば、松江市が求める人事権の中身が明らかになる可能性もあり、11 町村以外の市の公式の意思表示として考えを聞く機会がある可能性もあり、そういった推移を見極めていく必要がある。

さらに、資料1の2ページのこれまでの主な経過にも記載しているが、現時点で判明している松江市の考え方は、ふるさと教育、キャリア教育を進めていくため、あるいは地域の実態に即した特色ある教育の取組を進めていくために人事権の移譲が必要であると、このような論拠であるというように現時点では判断しているわけであるが、ふるさと教育、キャリア教育、地域の実態に即した特色ある教育の取組は、県費負担教職員制度と矛盾するものであるのか、その点が当面中身の議論としては最大の論点になると思われる。ふるさと教育、キャリア教育、地域の実態に即した特色ある教育と、教職員人事権の移譲との間に、少し論理の飛躍があり、その部分がどのような脈絡の中で人事権の移譲に結びついているのかが、今のところ私どもには伝わっていないので、判断しづらい。仮に、教職員の人事権がなければ、そのような教育ができないという立場だとすると、ある意味で言うと我が国の義務教育制度の根幹である県費負担教職員制度を疑問視している立場にあると思われるので、本当にそのような立場であるのか、あるいは出雲市のように事実上の人事上の裁量権の拡大を求めている、本当の意味での権

限移譲とは別のことを考えているのか、そのあたりも今後時間の経過とともに明らかになる可能性がある。今後の推移を注視しつつ必要なタイミングに必要な判断をすることになるのかと考える。

最後に、この特例制度を用いた権限移譲に対して、県教育委員会がどのような局面で判断をするかということについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項に次のように明記されている。「都道府県の議会は条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県教育委員会の意見を聞かなければならない」。これが法律上の過程の中での我々の意思表示の場面になる。仮に、教職員人事権を移譲しようとする、県条例が必要であり、県の条例は議会の権能として制定されることになるが、それに先立ち県教育委員会の意見を聞かなければならないとされている。これが法律上のプロセスの中での我々の意思表示の場面になる。その職務権限においてどのような立場をとるのか、それはその場で意思表示をすることになるため、それまでの段階で教育委員会会議として最終的な意思表示をするのは、法律上の手続きから考えると時期尚早とも考えられる。それまでの間は、各委員の考えを披露していただくことはあると思うが、教育委員会会議として全体の意見集約に入ることには慎重になる必要があると考えている。

―――原案のとおり了承

第 42 号 平成 29 年度地方教育行政功労者表彰について（総務課）

○仁科総務課長 報告第 42 号平成 29 年度地方教育行政功労者表彰についてご報告する。

このたび、国の方から地方教育行政功労者表彰の決定通知があった。この表彰は、教育行政においてその功績が顕著な教育委員会委員を文部科学大臣が表彰する制度である。

決定があった方は 2 名である。安部亘さんは、飯南町教育委員会教育長として、ふるさとを担う人材の育成や地域との協力、連携による高校魅力化事業への取組に尽力された。安部隆さんは、奥出雲町教育委員会教育長として、新たな幼児教育の環境整備やふるさと学習の充実を基軸に、授業改善、学習向上への取組に尽力された。表彰式は、10 月 13 日に文部科学省で開催される。

―――原案のとおり了承

第 43 号 「しまね教育の日」について（総務課・社会教育課）

○仁科総務課長 報告第 43 号「しまね教育の日」についてご報告する。

資料 3 の 1 ページをご覧ください。県条例で 11 月 1 日を「しまね教育の日」と定め、続く 7 日までを「しまね教育ウィーク」としている。この前後には、例年資料に記載しているような様々な行事が開催される。今年度も、10 月 21 日に科学の甲子園の予選大会、10 月 29 日にしまね数リンピックなどが開催されると聞いている。

今年度のしまねの教育の日について、資料 3 の 2 ページをご覧ください。表彰とフォーラムを行う予定であるが、今年度は表彰式とフォーラムの実施日を分ける。表彰式は 11 月 1 日に、フォーラムは祝日の 11 月 3 日に開催する。

今回のフォーラムは、「子どもの学ぶ意欲を育む魅力ある教育とは」をテーマに開催する。中学生の演奏や発表の後、高校生がパネリストとなり、フォーラムのテーマに沿ったパネルディスカッションを行う。参加者にはパネルディスカッションを聞いていただき、参加者同士あるいはパネリストとの意見交換を行う対話型のセッションを設ける。

資料 3 の 3 ページをご覧ください。フォーラムの後、同じ会場において、日本財団からの支援を受け、学校魅力化の展開に取り組む一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームによる教育魅力化チーム推進プログラム最終セッションが行われる。当財団が提供するプログラムに市町の 10 チームが参加し、各チームの教育の魅力化の更なる推進に向けたビジョンづくりや協働チームづくりが進められてきたので、その成果が発表されるとともに、今後の活動推進のための議論が交わされると聞いている。

○鴨木教育長 昨年は、表彰式とフォーラムを同日に開催した。フォーラムの内容は非常に魅力的なものであったが、平日ということもあり、一般の方に来場していただきにくかった事情も踏まえて、今年は表彰式とフォーラムを別の日に設定している。

○藤田委員 表彰とフォーラムを別の日にしたのは非常によいと思う。子ども達の発表が素晴らしいので、ぜひ多くの方に聞いていただきたい。子ども達の励みにもなる。なお、教育魅力化チーム推進プログラムの最終セッションに参加する 10 チームの地域を伺いたい。

○前田社会教育課長 順不同で申し上げますと、雲南市、奥出雲町、飯南町、大田市、川本町、邑南町、益田市、津和野町、隠岐の島町、海士町の 10 チームである。発表者の人選は、現在各地域で行われているところだが、中学生、高校生というよりも大人が中心になって発表をされる場になろうかと思う。

○鴨木教育長 今年度から島根県教育委員会として、教育魅力化のための新たな支援制度を立ち上げ、高校魅力化に加えて、その地元の小中学校を含めた教育の魅力化に地域で取り組んでいただいている。さきほどのチーム名からすると、もともと高校の魅力化を進めていた 8 校の地元に加えて、今年度から新たに魅力化を進める雲南市、大田市、益田市のチームも加わり、現時点で教育魅力化に取り組む地域のチームがそ

ろって参加される組み立てとなっている。

県の教育委員会などが主催する前半部分は、子どもの変容をそのまま見ていただく趣旨のイベントとして、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームが主催する後半部分は、子どもの変容を支える大人側の支援チームがどのように変わっていけばよいのか、支える側の変容を主たるテーマにしたイベントとして、組み立てようとしている。いずれにしても、教育魅力化を思い切って加速させたい思いの中で、今回のイベントは組み立てられていると思われる。

――原案のとおり了承

第 44 号 平成 30 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第 2 次試験の結果について（学校企画課）

○福間学校企画課長 報告第 44 号平成 30 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第 2 次試験の結果についてご報告する。

資料 4 の 1 ページをご覧ください。8 月 26 日から 31 日までの 6 日間、2 次試験を実施した。その後、選考を経て 9 月 27 日に試験結果を本人に通知し、ホームページにも掲載した。今年度は、昨年度とほぼ同数の募集人数に対し、名簿登載者数も昨年度と同数の 216 名であった。今年度の倍率は 5.5 倍であった。参考までに昨年度の倍率は 5.6 倍である。他県現職教諭の受験については、29 名が名簿登載となった。昨年度と同数であり、ここ 5 年間、50～60 名の受験者があり、30 名前後を採用している。

資料 4 の 2 ページをご覧ください。採用校種・教科・区分別の結果である。特徴的なところをご説明する。中学校については、昨年度より募集人数を 5 名増やし、受験者数は約 30 名増加した。倍率は 6.9 倍で、昨年度の 6.6 倍より上昇した。高等学校については、教科によって受験者数に差があり、倍率は 10 倍を超える教科が多い。特別体育専任教員（フェンシング）も受験者があり、1 名を名簿登載した。教科別の最高倍率は数学で、全県・隠岐限定を合わせた倍率は 32.5 倍であった。数学の全県枠は 61 倍であった。ただし、農業や工業、水産では受験者が少なく採用できなかった区分があり、人材確保の方策を考えていく必要がある。

受験者及び名簿登載者の年齢構成については、20～30 歳代が 9 割以上を占め、40 歳代は 7%、50 歳代は 1%であった。受験者の最高齢は 59 歳、名簿登載者の最高齢は 48 歳である。昨年度は 56 歳が名簿登載者の最高齢であった。

選考にあたって考慮する事項に、英検等の資格取得者を追加したところであるが、名

簿登載者のうち、資格取得者の割合は次のとおりであった。小学校については、登載者100名のうち15名、15%、中学校英語については、登載者7名うち3名、43%、高校英語については、登載者3名すべてが資格取得者であった。特別支援学校(中高英語)は、登載者3名のうち1名、33%であった。英語教育の充実に向けて、今後も資格取得者の増を期待している。

――原案のとおり了承

第45号 平成30年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施(出願状況)について(学校企画課)

○福間学校企画課長 報告第45号平成30年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施(出願状況)についてご報告する。

資料5ページをご覧ください。まず、実習助手であるが、募集種別として、今年度は農業を実施している。あわせて、障がいのある方を対象とした選考を実施している。採用人数は、それぞれ若干名である。出願期間は、9月22日から10月4日までである。試験は10月21、22日の両日、教育センターと松江農林高校で行う。試験内容は、一般教養、専門教養、面接、農業及びパソコンの実技である。ここまでの内容については、既に8月25日の教育委員会会議で議決をいただき、9月1日に要項を配布したところである。

出願状況は、農業の実習助手については、17名の出願があった。2年前に同試験を実施した際の出願者は21名であり、今回も同程度であった。

次に、特別支援学校の寄宿舎指導員についてであるが、採用人数は4名程度、出願期間は実習助手と同じで、試験は10月21日に教育センターで行う。内容は、一般教養、面接、パソコン実技及び場面指導である。出願者は21名であった。寄宿舎指導員についても2年前に試験を実施しており、その時は26名の出願があった。

――原案のとおり了承

第46号 「学校危機管理の手引」の改訂について(教育指導課)

○村本子ども安全支援室長 報告第46号「学校危機管理の手引」の改訂についてご報

告する。

資料6の1ページをご覧ください。1の経緯であるが、平成29年9月8日付けで、文部科学省から各都道府県教育委員会等へ、北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について通知があった。この通知では、学校に対して2点要請があった。一つは、各学校において本事案に係る危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しをすること。もう一つは、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図っておくこと、この2点である。

2には、文部科学省の通知を受けた後の今後の対応について、9月定例会で教育長が答弁した内容を記載している。学校の危機管理マニュアル等の見直しに際して、何らかの指針を示してほしい声があることに対して、危機管理マニュアル等の見直しに関する素案を作成し、県立学校へ提供したいと答弁している。

3には、「学校危機管理の手引」を見直す理由を記載している。各学校が危機管理マニュアルの作成・見直しを行うにあたっては、県教育委員会が策定している「学校危機管理の手引」を踏まえ、文部科学省等が作成したマニュアルなども参考にして、随時最新の情報に更新することになっている。現在の県の手引には、「弾道ミサイル発射に係る対応」の項目がないため、今回、この項目を県の手引に追加して改訂することで、各学校の危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを進めるものである。

資料6の2ページからの案をご覧ください。最初に、本事案の対応にあたっての基本的考えを記載している。事前の対応として、様々な場面を想定し、地域や各校の実情に応じて具体的な方策を検討しておくこと、児童生徒の安全確保について全教職員で共通理解を図ること、情報収集のための手段や放送設備、保護者との連絡方法等の整備・点検をあらかじめ行うとしている。次に、本事案の安全指導としては、教育上の配慮のもとで行うこととしている。児童生徒の危険予測能力、対応能力の育成に努めること、児童生徒が落ち着いて避難行動をとれるよう、教職員による安全指導に努めること、さらに、地元自治体と連携のもとで、避難訓練等を実施すること、そして児童生徒や保護者等に過度の不安感を抱かせることのないよう、避難訓練や情報発信のあり方などについて十分検討することとしている。これら、基本的な考えのもとに、以下、授業日のポイント、週休日、休日、学校休業日のポイントを具体的に示している。さらに、別表として具体的な対応の流れを示し、各学校の対応の参考にしてもらいたいと考えている。

○森委員 弾道ミサイル発射に係る対応の1(2)に記載されている登下校時等の行動について、学校の責任においてあらかじめ集団登下校時の訓練を実施するなどといった、学校に対しての指導は何か行われているか。

○村本子ども安全支援室長 各学校において地元自治体等と連携を深めて検討してい

ただくこととなる。

○森委員 登下校中には、畑など、近くに建物がいないところを長距離歩くこともあるが、その場合はどのように避難をするのか。

○村本子ども安全支援室長 資料6の4ページに、国の例を参考にした一般的な行動例を示している。近くに建物がいない場合は、身を低くして安全を確保することとし、地面に伏せる行動などをあらかじめ示している。

○藤田委員 別表には、ケースごとにそれぞれの立場でとるべき行動パターンが示されている。これを各市町村教育委員会や各学校で活用できるよう、指導が必要であると考え。また、保護者や地域の方も不安に感じていると思う。地域への発信は、担当部署が異なると思うが、どのように連携をとっているか。

○村本子ども安全支援室長 この手引き自体も防災部の意見を聞き、連携をとって作成したものである。それぞれの市町村においても同様に教育委員会と危機管理部署が連携をとって進めていくこととなる。

○浦野委員 各学校でのマニュアル完成時期は、いつ頃を目途にしているか。

○村本子ども安全支援室長 この手引きは、各学校におけるマニュアルの整備や安全計画の見直しにあたって参考にさせていただくものであり、マニュアル整備時期について具体的な期限は設けていない。なお、各学校の安全計画やマニュアルの整備状況については、毎年調査を実施している。

○鴨木教育長 学校がマニュアルの作成や安全計画の見直しを行うためには、校内手続きを経る必要がある。校内手続きを経た上で、マニュアルや安全計画を改定して確定に至るまでには、学校の事情によって、時間がかかるところがあるかもしれない。しかし、危機管理事案がいつ発生するか予測できない中で、校内手続きの如何にかかわらず、各学校においてできるだけ早く全教職員の共通理解を図る作業に着手してもらいたいということが、この改定案の考え方である。

学校設置者と学校との関係からすると、県教育委員会は、県立学校に対して具体的な助言指導を行うことができるが、市町村立学校に対しては学校設置者である市町村教育委員会が主体的に判断をして、情報提供や助言指導を行うことになる。まずは、県教育委員会として、県立学校に対してこのような通知を行ったことを市町村教育委員会に伝えることを通じて、市町村教育委員会の主体的な判断を速やかに行っていただくように促し、学校内全教職員の共通理解が図られるように、1日でも早く動いていただきたいと思います。そのような意味からも、この改定案をできるだけ早く確定し、県立学校や市町村教育委員会へ通知を行いたい。細部は、再度事務局で確認することとし、大きな流れについてはこのような方向性でご了解いただきたい。

―――原案のとおり了承

第 47 号 第 2 回食の縁結び甲子園全国大会出場チームについて（教育指導課）

○竹下教育指導課管理監 報告第 47 号第 2 回食の縁結び甲子園全国大会出場チームについてご報告する。

7 月 18 日から 9 月 1 日までの間、出場チームの募集を行ったところ、63 校 134 チームから応募があった。そのうち、ブロック代表の 7 チームについては、提出された構想シートをもとに書類審査を行い、昨年の全国大会で優勝した北海道三笠高等学校など 7 校が決定した。開催県代表については、書類審査を通過した県内の上位 6 チームを対象に、9 月 16 日に松江栄養調理製菓専門学校で予選大会を行い、松江養護学校と矢上高等学校の 2 校が県の代表チームに決定した。以上の 9 チームに、審査委員特別枠の 1 チームを加えた 10 チームが、11 月 11 日にくにびきメッセで開催する本大会に参加する。食の縁結び甲子園大会が、全国から参加する高校生達にとって、活躍の場となることはもちろんのこと、来場者にとっても、高校生達の姿を通して、改めて地域について考え直す貴重な機会となるよう取り組んでいきたい。

○鴨木教育長 昨年の教育委員会会議では、全国の高校生の参加意欲を高めるうえで、ひとつのモチベーションになるため、特別審査員の選定には創意工夫をしてほしいという趣旨の発言があったところだが、今年はどうなつたか。

○竹下教育指導課管理監 今回の特別審査委員は、ロバートの馬場さんをお願いした。生徒にとっても励みになると考える。

――原案のとおり了承

第 48 号 平成 29 年度生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰について（保健体育課）

○秦健康づくり推進室長 報告第 48 号平成 29 年度生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰についてご報告する。

資料 8 の 1 ページをご覧ください。この表彰は、地域または職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、地域におけるスポーツの振興に顕著な成果をあげたスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰するものである。

本年度は、島根県より 2 名の方が生涯スポーツ功労者として表彰された。一人目は、浜田市の上ヶ迫定夫さんである。平成 5 年の浜田陸上教室発足当初から指導にあたり、平成 19 年からは同陸上教室の室長として現在に至るまで、ジュニアの育成に尽力いただいている。また、浜田陸上教室とは別に、小学生の陸上愛好者を集め、毎週 3 回指導

を行っている。二人目は、浜田市在住の船木進さんである。昭和 58 年から、浜田市陸上競技会理事となり、選手の育成等に尽力し、石見部におけるスポーツ振興に、大きく貢献いただいている。また、島根陸上競技協会の理事として、浜田市のみならず島根県の陸上競技普及、発展にも積極的に取り組んでいただいている。

資料 8 の 2 ページをご覧ください。本年度は、生涯スポーツ優良団体の該当はなかった。

表彰式は、10 月 6 日に行われた。

――原案のとおり了承

第 49 号 平成 29 年度スポーツ推進委員功労者文部科学大臣表彰について（保健体育課）

○秦健康づくり推進室長 報告第 49 号平成 29 年度スポーツ推進委員功労者文部科学大臣表彰についてご報告する。

資料 9 ページをご覧ください。この表彰は、スポーツ推進委員として地域スポーツの推進に顕著な功績をあげた方をスポーツ推進委員功労者として表彰するものである。

本年度は、松江市在住の曾田興治さんが表彰される。略歴、功績にまとめているとおり、昭和 51 年より現在まで松江市のスポーツ推進委員を務め、松江市及び松江地区スポーツ推進委員のリーダーとして組織運営に功績を残している。また、市民スポーツの普及にリーダーとして手腕を発揮され、各種スポーツの研修活動を通して、地域活動の活性化に貢献された。表彰式は、11 月 9 日につくば市で行われる。

――原案のとおり了承

第 50 号 平成 29 年度学校保健・学校安全文部科学大臣表彰について（保健体育課）

○秦健康づくり推進室長 報告第 50 号平成 29 年度学校保健・学校安全文部科学大臣表彰についてご報告する。

この表彰は、学校保健及び学校安全の普及と向上に尽力し、多大の成果をあげた個人、学校及び団体を文部科学大臣が表彰するものである。本年度は、島根県より 3 名の方が

学校保健表彰を受賞された。

一人目は、飯南町の学校医、和田勝祥さんである。飯南町に開業し、町民の健康管理、疾病治療に従事するかたわら、昭和 51 年から今年 3 月まで 41 年間、赤名小学校、赤来中学校の校医として、町内の児童生徒の健康管理、保健衛生指導に努めていただき、学校保健の向上に大きな功績を残している。

二人目は出雲市の学校医、園山勝久さんである。昭和 58 年から現在まで、出雲市内の内科校医として、専門的な立場から、児童生徒、教職員の健康管理や保健指導のほか、保護者に対しても食生活に関すること、生活習慣病の予防に関すること等について指導・助言を行うなど、学校保健の推進に努めていただいている。

三人目は、大田市の学校歯科医石田清士さんである。昭和 53 年から現在までの 39 年間、大田市内 4 校の学校歯科医として、定期健診をはじめ、口腔衛生知識の向上と予防教育に力を注いでいただいている。以上、3 名である。

なお、本年度は、学校安全表彰と学校安全ボランティア活動奨励賞の該当はなかった。表彰式は、11 月 16 日に三重県で行われる。

――原案のとおり了承

第 51 号 世界遺産登録 10 周年記念「石見銀山展」について（文化財課）

○山根世界遺産室長 報告第 51 号世界遺産登録 10 周年記念「石見銀山展」についてご報告する。

資料 10 ページをご覧ください。石見銀山の世界遺産登録 10 周年を記念し、7 月 14 日（金）から 9 月 3 日（日）までの約 50 日間、特別展「石見銀山展 ～銀が世界を変えた～」を出雲市にある古代出雲歴史博物館と大田市にある石見銀山資料館の 2 館で同時開催した。

期間中の様子は、別添写真をご覧ください。ポルトガルからの銀製品や全国の貴重な文化財の展示と並行して、何回かにわたる関連講座、関連イベント、ギャラリートーク等を交えながら、石見銀山を良く知らない方々の興味もひきつけるような仕掛けづくりを関係者で工夫した。

その結果、当初の目標を大きく上回り、約 3 万 7 千人の方にご来場いただいた。特に大田市の石見銀山資料館には、1 万人を上回る方に来ていただいたので、より多くの方に石見銀山の価値や魅力に触れ、理解してもらうという第 1 の目的については、とりあえず達成できたものと考えている。

ちなみに、対象期間中の石見銀山主要施設の入込客数は、速報値では、前年比で 2 割

余りではあるが増加している模様である。大森の地元の商店街の方々が、銀山資料館の方にお礼を言われたという話も聞いており、猛暑で周遊が難しかったことを考えれば、まずまずの数字ではないかと思っている。今後とも、この展覧会の成果が、世界遺産「石見銀山」のにぎわいづくりへの大きな契機になることを期待している。

○鴨木教育長 2館合わせた入場者数は36,800人、この人数を地元大田市や石見銀山資料館では、どのように受け止めておられるか。

○山根世界遺産室長 石見銀山資料館は、当初期待されていた人数の2、3倍の入館者となったこと、また、猛暑の季節ではあったものの大森の町並みや間歩を訪れる方もあり、地元商店街や大森の住民からにぎわいを創出したことに対してお礼を言われたことを喜んでおられた。入込者数等については速報値であり、結果を見守る必要はあるが、まずは成果があったと考えている。

――原案のとおり了承

第52号 島根県教育委員会委員の任命同意について（総務課）

○仁科総務課長 報告第52号島根県教育委員会委員の任命同意についてご報告する。

資料12の1ページをご覧いただきたい。広江委員が10月18日をもって任期満了を迎えられることに伴い、新たな委員について、10月4日に県議会へ提案し、同日、県議会の同意が得られたところである。新たな委員は真田直幸氏であり、略歴については資料12の3ページをご覧いただきたい。真田直幸氏は、松江市在住の元高校教諭である。平成26年3月に宍道高等学校長を最後に定年退職されている。資料には記載していないが、定年退職後は、県学校企画課の非常勤嘱託員として、8月末まで勤務をしていただいた。なお、委員の任期は10月19日から4年間である。

――原案のとおり了承

第54号 第72回国民体育大会（愛顔つなぐえひめ国体）の成績について（保健体育課）

○秦健康づくり推進室長 報告第54号第72回国民体育大会（愛顔つなぐえひめ国体）の成績についてご報告する。

9月30日から本日10月10日までの11日間、愛媛県で第72回国民体育大会が開催された。9月前半に開催された会期前競技と合わせ、島根県からは選手・監督・役員など総勢393名が派遣された。

結果については、本日まさにこの時間帯に閉会式を行っているため、正式なものではないが、暫定の結果をご報告する。冬季大会は34位タイ、本大会は31位である。男女総合成績天皇杯は806点、37位、女子総合成績皇后杯は488点、35位である。天皇杯得点が800点を超えたのは、くにびき国体以降、初めてであり、順位も平成6年の第49回愛知国体に次ぐ順位である。

昨年度、岩手国体の結果をご報告した際、順位を一つあげるには、団体競技での上位入賞が必須であると、保健体育課長が申し上げていたが、今年度、総合成績が躍進したのは、本大会入賞者一覧のNo.11、12、13ホッケーの少年男子優勝、少年女子準優勝、成年男子3位、またNo17ソフトテニス少年男子準優勝、さらにNo20、21のラグビー女子の準優勝、少年男子の3位が大きく貢献している。入賞者数は13競技31名で、昨年度の25名を上回った。

○片寄教育監 本部役員として五日間同行した。合計得点は806点で、そのうち競技得点は406点である。このうち73%の298点が中学3年生から高校3年生までのカテゴリである少年A・Bによるものである。以前から、島根県教育委員会では、公立、私立問わず、県内の中学生・高校生のスポーツ活動を積極的に支援している。こうしたことが、県内の子ども達の活躍に繋がっているのではないかと、わずかながら自負している。実際に各競技を観戦したが、福岡県代表に猛烈な勢いで押されながらも残り2分を耐え続けた石見智翠館高校のラグビー部、インターハイ優勝校の山形県に勝った松江工業を中心とした島根県チームのソフトテニスをはじめ、中学3年生から高校3年生のみなさんが、非常によく健闘してくれたと思っている。また、成年の部も本県の高校を卒業した大学1、2年生が、中心となって得点を挙げていた。今回活躍した少年のカテゴリには、高校2年生が多いため、来年度の大会も期待できると思われる。

○出雲委員 益田市からは中学生の長岡君、高校生の大畑君が活躍した。長岡君は幼少の頃から知っており、地元をあげて喜んだところである。今後、高校に進学しても島根県のスポーツを引っ張っていってくれるのではないかと期待している。

○藤田委員 中学生や高校生といった若い人達が島根のスポーツを支えていると聞き、これまで島根県が文武両道に力を入れて取り組んできた成果が少しずつ現れてきていることを感じる。大変喜ばしいことであり子ども達を褒めてあげたい。今後も島根のスポーツを牽引してほしい子ども達であり、次も頑張ってもらいたいという声をかける方法がないものかと思う。教育長や知事に成果を報告する場を設けてはどうか。

○鴨木教育長 選手の活躍を顕彰する機会としては、例年、島根県体育協会などによ

り、知事から表彰していただく機会が用意されている。今回は例年になく大勢で賑わいのある表彰式になるのではないかとと思われる。

―――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第 11 号 平成 29 年度教育功労者及び教育優良団体表彰について (総務課)

―――原案のとおり議決

(協議事項)

第 11 号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

―――資料に基づき協議

(報告事項)

第 53 号 平成 29 年秋の叙勲内示について (総務課)

―――原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 15時40分